

第23回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午後3時（受付午後2時）

場所

大分県大分市高砂町2番48号
ホテル日航大分
オアシスタワー 3階 紅梅の間

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除く）及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 資本準備金減少の件

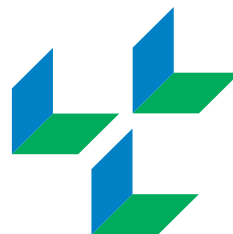


ネットで
招集

Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7187/>



ジェイリース

ジェイリース株式会社
証券コード7187

証券コード 7187
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

大分県大分市都町一丁目3番19号

ジェイリース株式会社
代表取締役社長 中 島 土

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.j-lease.jp/ir/library/meeting>



また、上記のほか、以下の東京証券取引所（東証）ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）「ジェイリース」又は証券コード「7187」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3～5ページに記載のご案内に従って、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するよう、入力又はご送付をお願い申し上げます。

敬 具

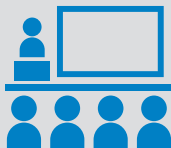
記

1. 日 時	2026年6月26日（金曜日）午後3時（受付 午後2時）
2. 場 所	大分県大分市高砂町2番48号 ホテル日航大分 オアシスタワー 3階 紅梅の間
3. 目的事項 報告事項	1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除く）及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件 第5号議案 資本準備金減少の件
4. 招集にあたっての 決定事項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参ください。
- ◎これまで書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告書）は、電子提供制度に基づき、本株主総会から書面ではお送りしないことといたしました。本招集ご通知1ページに記載のURLにアクセスしていただき、当該ウェブサイトからご確認くださいようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類については、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、ウェブサイトに掲載しているもののサマリー版をお送りしております。また、本定時株主総会の基準日までに書面交付請求をされた株主さまには、法令の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。次回以降、書面での資料の送付を希望される株主さまで、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、定時株主総会の基準日までに書面交付請求を行っていただきますようお願い申し上げます。書面交付請求のお手続きは、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人のみずほ信託銀行株式会社までお問い合わせください。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部ではありません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご出席の株主さまへのお土産はございません。

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午後3時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時必着



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時まで

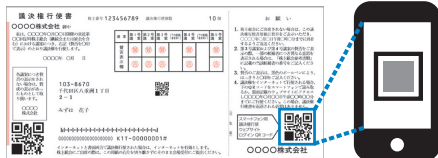
議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトにてご修正をいただきますようお願い申し上げます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- 議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）による方法とを重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット等）による方法で重複して議決権を行使された場合又は議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効としたします。

お問い合わせ先

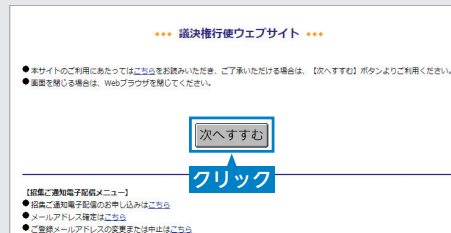
みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524（平日午前9時～午後9時）

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

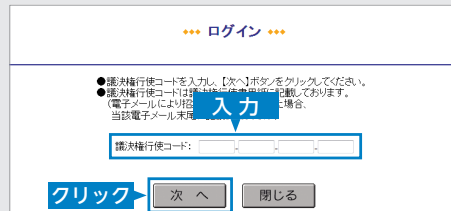
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



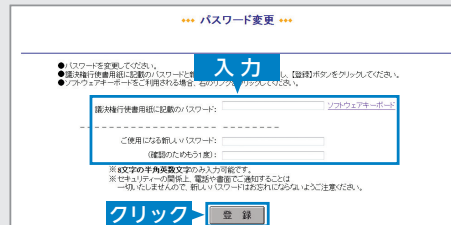
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

「ネットて招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットて招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/7187/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットて招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

Point 2 「スマート行使」に簡単アクセス!

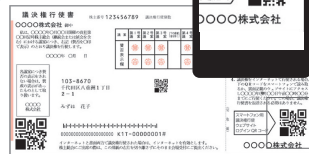
カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを読み取ると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



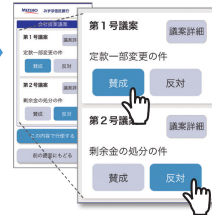
「スマート行使」ボタンをタッチすると、カメラが起動します。



議決権行使書の右下に記載された「ログインQRコード」を読み取ってください。



「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



Googleカレンダーに登録

Point 3 簡単スケジュール登録

開催日時は Google カレンダーと連携しています。Google カレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

地図・交通案内

Point 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図は Google マップと連動しています。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 広告代理業務等を事業目的とする株式会社エイエフビイを完全子会社化したことに伴い、事業目的を追加するものであります。
- (2) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 債務保証業務 (2) 信用保証業務 (3) 信用調査業務及び市場調査業務 (4) 集金代行業務 (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用 (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計 (7) 損害保険代理店業 (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務 (9) 金銭貸付業務、クレジット業務、各種債権の売買業務 (10) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービス、ソフトウェア及びハードウェアの開発、販売、保守 (11) 住宅確保要配慮者を対象とした居住支援業務 (12) サッカーチームの経営及びスポーツ競技・イベントの企画、運営、管理並びに施設管理 (13) 旅行代理店業務 (14) 農畜産業、林業及び水産業 (15) 労働者派遣事業 (16) オフィス・オートメーションコンピュータ機器の販売業及びリース業 <p style="text-align: right;">(新設) (新設) (新設)</p> <p>(17) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 債務保証業務 (2) 信用保証業務 (3) 信用調査業務及び市場調査業務 (4) 集金代行業務 (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用 (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計 (7) 損害保険代理店業 (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務 (9) 金銭貸付業務、クレジット業務、各種債権の売買業務 (10) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービス、ソフトウェア及びハードウェアの開発、販売、保守並びに販売代理 (11) 住宅確保要配慮者を対象とした居住支援業務 (12) サッカーチームの経営及びスポーツ競技・イベントの企画、運営、管理並びに施設管理 (13) 旅行代理店業務 (14) 農畜産業、林業及び水産業 (15) 労働者派遣事業 (16) オフィス・オートメーションコンピュータ機器の販売業及びリース業 (17) 広告代理店業務 (18) リース代理業務 (19) <u>地方自治法に基づく指定管理業として行う公の施設の管理運営、維持管理、利用促進及び各種事業の企画、実施に関する業務</u> (20) 前各号に付帯関連する一切の事業

(注) 現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

現在取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）10名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を3名減員し、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の指名につきましては、候補者の業務実績、知見、能力等を総合的に勘案の上、取締役会の事前承認を得て決定しております。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	在任期間	取締役会出席状況
1	なかしま ひらく 中 島 拓 [男性] 再任	代表取締役会長CEO	22年	17回/17回 (100%)
2	なかしま つち 中 島 土 [男性] 再任	代表取締役社長COO	14年	17回/17回 (100%)
3	えとう ひで き 衛 藤 秀 樹 [男性] 再任	取締役副社長 財務経理本部	6年	17回/17回 (100%)
4	よしだ やす ひろ 吉 田 安 弘 [男性] 再任	取締役副社長 事業本部 審査本部	12年	17回/17回 (100%)
5	なかしま しげ はる 中 島 重 治 [男性] 再任	取締役専務CFO 経営企画本部	14年	17回/17回 (100%)
6	たなか ひで ゆき 田 中 秀 幸 [男性] 再任	取締役専務 IT・システム本部	4年	17回/17回 (100%)
7	わたなべ ひろ こ 渡 邊 博 子 [女性] 新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号

1

なか
しま
中 島

ひらく
拓

生年月日 1957年9月6日

所有する当社の株式の数 807,300株

再任



取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年5月 株式会社拓成入社
 2001年4月 株式会社情報大分代表取締役
 2004年2月 当社代表取締役社長兼最高執行役員
 2007年4月 株式会社拓成代表取締役
 2012年6月 あすみらい株式会社取締役会長
 2014年6月 当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員
 2015年10月 当社代表取締役社長兼最高執行役員
 2019年6月 当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員 審査本部長
 2020年6月 当社代表取締役社長兼会長兼社長執行役員 事業本部長
 2021年4月 当社代表取締役社長兼会長兼社長執行役員
 2023年6月 当社代表取締役会長CEO
 2024年6月 当社代表取締役会長兼会長執行役員CEO (現任)
 2025年4月 ジェイリースフットボールクラブ株式会社代表取締役クラブオーナー (現任)
 2026年4月 株式会社エイエフビイ代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社設立以来、代表取締役として経営全般に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引するなど、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

なか
しま
島

つち
土

生年月日 1982年1月7日

所有する当社の株式の数 1,400株

再任



取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年4月 アコム株式会社入社
- 2009年5月 株式会社拓成常務取締役
- 2011年8月 当社顧問
- 2012年6月 当社取締役常務兼執行役員 経営管理本部長兼審査本部長
- 2014年6月 当社取締役専務兼執行役員 経営管理本部長
- 2015年6月 当社取締役専務兼執行役員 審査本部長兼コンプライアンス担当
- 2018年6月 当社取締役副社長兼執行役員 審査本部長兼渉外担当兼コンプライアンス担当
- 2020年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 経営管理本部長兼コンプライアンス担当
- 2021年4月 当社取締役副社長兼副社長執行役員
審査本部長兼コンプライアンス・リスク管理委員長
- 2021年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 審査本部長
- 2023年4月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 事業本部長
- 2023年6月 当社代表取締役社長COO 事業本部長
あすみらい株式会社取締役会長 (現任)
株式会社Wellon Solutions監査役 (現任)
- 2023年10月 当社代表取締役社長COO
- 2024年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員COO (現任)
- 2025年4月 ジェイリースフットボールクラブ株式会社代表取締役会長 (現任)
- 2025年4月 K - n e t 株式会社代表取締役会長 (現任)
- 2025年7月 株式会社エイエフビイ代表取締役会長

取締役候補者とした理由

事業本部部門をはじめ経営管理部門や審査部門、コンプライアンス部門に関して豊富な業務経験を有しております。また2023年6月より代表取締役社長として会社を牽引しており、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者番号

3

え とう ひで き
衛 藤 秀 樹

生年月日 1957年1月23日

所有する当社の株式の数 8,200株

再任



取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社大分銀行入行
 2002年8月 同行支店長
 2010年9月 同行執行役員 支店長
 2011年6月 同行取締役 本店営業部長
 2014年6月 株式会社大分カード代表取締役社長
 2016年6月 株式会社大分銀行常勤監査役
 2020年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 渉外担当
 2020年6月 あすみらい株式会社代表取締役社長 (現任)
 2022年4月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 財務経理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

金融機関の知識と経験を有しており、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

よし だ やす ひろ
吉 田 安 弘

生年月日 1959年8月18日

所有する当社の株式の数 53,100株

再任



取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 株式会社豊和銀行入行
 2000年4月 同行支店長
 2009年4月 同行営業統括部長
 2012年6月 同行執行役員
 2013年7月 当社取締役兼執行役員 営業推進本部長
 2014年6月 当社取締役兼執行役員 営業本部長
 2017年6月 当社常務執行役員 事業本部副本部長兼事業統括部長
 2018年6月 当社取締役常務兼執行役員 事業本部長兼営業統括部長
 2019年6月 当社取締役常務兼執行役員 事業本部副本部長兼業務統括部長
 2020年6月 当社取締役常務兼常務執行役員
 審査本部長兼事業本部副本部長兼業務統括部長
 2021年4月 当社取締役常務兼常務執行役員 事業本部長
 2021年6月 当社取締役専務兼専務執行役員 事業本部長
 2022年4月 当社取締役専務兼専務執行役員 事業本部長兼西日本支社長兼業務統括部長
 2022年10月 当社取締役専務兼専務執行役員
 事業本部長兼審査本部長兼西日本支社長兼業務統括部長
 2023年4月 当社取締役専務兼専務執行役員 事業本部副本部長兼審査本部長
 2023年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 事業本部副本部長兼審査本部長
 2023年10月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 事業本部長兼審査本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

金融機関の知識と経験を有しており、当社入社以来、その経験を活かして営業を中心に実績を重ね、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

なか しま しげ はる
中 島 重 治

生年月日 1974年12月20日
所有する当社の株式の数 33,500株

再任



取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社ニッシン入社
2004年6月 同社経理部長
2007年6月 同社執行役員 企画管理本部副本部長
2010年9月 当社執行役員 経営管理本部長
2012年6月 当社取締役兼執行役員 経営企画本部長
2014年6月 当社取締役常務兼執行役員 経営企画本部長
2018年6月 当社取締役専務兼執行役員 経営企画本部長
2019年7月 JLM株式会社代表取締役 (現任)
2020年6月 当社取締役専務兼専務執行役員 経営企画本部長
2025年6月 当社取締役専務兼専務執行役員CFO 経営企画本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

会社の成長戦略や商品開発など、経営企画部門に関して豊富な業務経験を有しており、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

た なか ひで ゆき
田 中 秀 幸

生年月日 1959年4月8日
所有する当社の株式の数 700株

再任



取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 株式会社大分銀行入行
2005年2月 同行審査部審査役
2009年9月 同行システム部長
2013年6月 同行執行役員 人財開発部長
2015年6月 同行常務執行役員 本店営業部長
2016年6月 同行常務取締役
2016年11月 大分商工会議所副会頭
2020年6月 大分リース株式会社代表取締役社長
2022年6月 当社取締役
2023年6月 当社取締役専務兼専務執行役員 IT・システム本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

金融部門及びシステム部門、経済団体で培った経験と見識を活かして経営に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

わた なべ ひろ こ
渡 邊 博 子

生年月日 1965年8月28日

所有する当社の株式の数 -株

新任

独立

社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 財団法人機械振興協会経済研究所
 2006年4月 城西大学現代政策学部助教授
 2007年4月 城西大学現代政策学部准教授
 2015年4月 城西大学現代政策学部教授
 2017年4月 大分大学経済学部教授
 2019年6月 株式会社豊和銀行社外取締役（現任）
 2021年10月 大分大学学長補佐（男女共同参画担当）（兼任）
 2023年10月 大分大学学長補佐（社会連携担当）（兼任）
 2024年5月 丸東産業株式会社社外取締役（現任）
 2025年10月 大分大学理事（教育担当）・副学長
 2026年4月 大分大学理事（教育、学生・留学生支援担当）・副学長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経済学部の教授を務められた経験から、産業分析や企業の発展戦略の分野における専門的知見を有しております。当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断しました。大学研究で培った経験と見識を活かし、中長期的な株主価値、企業価値を向上させる観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくため、社外取締役として選任するものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 渡邊博子氏は、社外取締役候補者であります。なお、渡邊博子氏が原案通り選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 渡邊博子氏が原案通り選任された場合は、当社との間で会社法第423条第1項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現在監査等委員である取締役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、また朝倉洋一郎氏、飯淵裕氏は退任いたします。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	在籍 期間	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	いん どう だい すけ 印 東 大 祐 [男性]	再任 独立 社外	4年	17回/17回 (100%)	15回/15回 (100%)
2	まえ じま ゆき こ 前 嶋 幸 子 [女性]	新任 独立 社外	—	—	—

候補者番号

1

いん どう だい すけ
印 東 大 祐

生年月日 1975年12月27日

再任

所有する当社の株式の数 2,200株

独立

社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
- 2002年4月 公認会計士登録
- 2011年7月 印東公認会計士事務所開業（現任）
- 2011年9月 税理士登録
- 2014年3月 千代田区監査委員
- 2019年6月 当社社外監査役
- 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

取締役会への出席状況

17回／17回（100%）

監査等委員会への出席状況

15回／15回（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、会計専門家として独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

まえ じま ゆき こ
前 嶋 幸 子

生年月日 1983年9月8日

新任

所有する当社の株式の数 -株

独立

社外



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年12月 弁護士登録 小松法律特許事務所入所
 2016年1月 全国倒産処理弁護士ネットワーク会員
 2016年4月 大阪市立大学法科大学院アカデミックアドバイザー
 2021年5月 法律事務所リアン肥後橋設立
 2025年5月 弁護士法人アクセス法律事務所設立 代表弁護士（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 印東大祐氏、前嶋幸子氏は社外取締役候補者であります。印東大祐氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、前嶋幸子氏が監査等委員である取締役に選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 印東大祐氏と当社は、会社法第423条第1項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、その当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。印東大祐氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また前嶋幸子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 印東大祐氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって4年となります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案通り全てご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは、次の通りとなります。

氏名	役職 (予定)	企業経営	金融事業	財務会計	法律	IT	学術研究
中島 拓	代表取締役会長	●	●				
中島 土	代表取締役社長	●	●				
衛藤 秀樹	取締役副社長	●	●				
吉田 安弘	取締役副社長	●	●				
中島 重治	取締役専務	●	●	●			
田中 秀幸	取締役専務	●	●			●	
渡邊 博子	取締役 (社外)	●					●
佐藤 俊明	取締役 (社外) 監査等委員	●	●				
印東 大祐	取締役 (社外) 監査等委員			●			
前嶋 幸子	取締役 (社外) 監査等委員				●		

第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除く）及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役（監査等委員であるものを除く）堂下浩氏、清水宏美氏、及び監査等委員である取締役朝倉洋一郎氏、飯淵裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役（監査等委員であるものを除く）については取締役会に、退任監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

また、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

退任取締役（監査等委員であるものを除く）及び退任監査等委員である取締役の略歴は次の通りであります。

氏名	略歴	在任期間
堂下浩 <small>どうもとひろし</small>	2017年6月 当社社外取締役（現任）	9年
清水宏美 <small>しみずひろみ</small>	2019年6月 当社社外取締役（現任）	7年
朝倉洋一郎 <small>あさくらよういちろう</small>	2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	4年
飯淵裕 <small>いひぶちゆう</small>	2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	4年

第5号議案 資本準備金減少の件

今後の資本政策上の柔軟性、機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、以下の通り資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 減少する準備金の額
資本準備金の全額にあたる 295,166,000円
2. 準備金の額の減少が効力を生ずる日
2026年9月30日

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により景気が緩やかに回復しているものの、欧米における高水準の金利継続や中東情勢の不安定化、急激な円安進行が物価上昇圧力を高め、企業収益や家計負担への下押しリスクが顕在化しました。

賃貸不動産業界におきましては、住宅価格の高騰による賃貸志向の高まりなども相まって入居需要は底堅く、加えてオフィスやテナント等、事業用物件に対する賃貸保証の利用が増加傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは、人的資本経営のもと、地域密着を基本とした顧客（不動産会社、賃貸人、借入人）に寄り添った丁寧な対応を徹底し、与信審査及び債権管理の強化によるリスクコントロールを継続してまいりました。

また、当社は2025年4月に家賃債務保証業を行うK-net株式会社を100%子会社化し、2025年5月より連結の範囲に含めております。2025年5月には家賃債務保証業を行う株式会社Wellon Solutionsの株式を追加取得し、持分法適用会社といたしました。さらに、2025年7月に総合広告事業を行う株式会社エイエフビイを100%子会社化し、2025年9月より連結の範囲に含めております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は21,574,714千円（前年同期比24.9%増）、営業利益は3,624,049千円（前年同期比16.8%増）、経常利益は3,590,726千円（前年同期比15.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,470,944千円（前年同期比18.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次の通りであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを変更しております。前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(保証関連事業)

売上面では、人財育成やアライアンスによる営業拡大に加え、市場規模の大きい首都圏での営業に一段と注力したことにより、住居賃貸料保証及び事業用賃貸料保証が好調に推移いたしました。さらに、子会社化したK-net株式会社の売上も寄与いたしました。また、当社の強みである地域密着サービスの拡大のため、2025年6月に三重支店、9月に山形支店、2026年3月に青森支店、秋田支店を開設し、41都道府県体制となりました。

経費面では、契約件数拡大に伴う貸倒関連費用の増加や、競争激化による不動産会社向け事務手数料（売上原価）の増加、M&Aによるのれん償却費が増加する中、与信審査及び債権管理等による適切なリスクコントロール及び業務効率化を継続的に推進いたしました。

医療費保証業務においては、全国の店舗ネットワークを活用した営業展開を開始するなど、引き続き販路拡大と営業強化に取り組み、新規取引が拡大いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の保証関連事業の売上高は19,319,103千円（前年同期比26.7%増）、営業利益は3,535,230千円（前年同期比7.9%増）となりました。

(不動産関連事業)

不動産関連業務を行うあすみらい株式会社においては、国内外への不動産仲介・管理、不動産賃貸、買取再販、不動産投資支援を展開しており、今後の成長戦略として掲げる買取再販事業に注力したことから、販売用不動産が好調に推移し、大幅増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の不動産関連事業の売上高は690,203千円（前年同期比130.4%増）、営業利益は11,809千円（前年同期は営業損失38,257千円）となりました。

(IT関連事業)

ソフトウェア開発等を行う株式会社エイビスにおいては、環境検査システムの開発販売をはじめとするITサービスを展開しており、ソフトウェア販売等が好調に推移しました。前期は単発大型発注の反動により減収となったものの、採算を重視し、利益率の高い案件を多く獲得したことにより大幅増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度のIT関連事業の売上高は1,526,858千円（前年同期比17.4%減）、営業利益92,696千円（前年同期比199.5%増）となりました。

(その他)

その他においては、2025年4月に設立いたしましたジェイリースフットボールクラブ株式会社及び2025年7月に株式取得した株式会社エイエフビィで構成されており、売上高は323,116千円（前年同期比29,195.2%増）、営業損失は874千円（前年同期は営業損失141,076千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,409,052千円となりました。その主なものは、本社建設用地の取得、業務システムの増強等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関18行と総額8,758,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における連結借入残高は5,426,086千円となっております。

(4) 対処すべき課題

主力の家賃債務保証事業においては、賃貸借契約における家賃債務保証会社の利用率は増加傾向にありますが、企業間の競争が激しさを増しております。また、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入が進もうとしております。このような状況のもと、当社グループは「顧客に寄り添った対応」で培ってきた情報力・対応力を最大限に発揮することで深い信頼関係を築くとともに、人財・システム等への積極的な投資を行い、市場環境の変化や顧客ニーズにあわせて変化すること及び新たな事業展開を図ることによって継続的な事業拡大を目指しております。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①利益の拡大

i) 売上の拡大

既存店舗網を活用し、当社が培ってきた地域密着の強みを活かした営業展開を継続するとともに、首都圏での営業強化や新規出店による営業エリア拡大を図り、認知が拡大している事業用賃料保証においては、大型オフィスや商業施設にも積極展開してまいります。また、新規契約による受取保証料だけでなく、既存契約からの継続保証料や代位弁済手数料、収納代行手数料等の増加により、継続的な売上維持・拡大を図ってまいります。さらには、医療費保証やM&A等による新たな収益基盤の拡大も進めてまいります。

ii) サービス開発

家賃債務保証業界においては、競争が激しさを増す中、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入も検討されて進んでおります。当社の市場シェア拡大のためには、これらの情報収集とニーズや環境変化への的確な対応を図ること、さらには先んじて対応することが重要であり、様々な業種とのコラボレーションも含め、既存の取引にとらわれない革新的サービスの開発と申込チャネルの拡大を図ってまいります。

iii) コストの抑制

各種戦略投資を続ける中で、競争力を高めるためにも、与信審査の精度向上等による将来的な貸倒コストの抑制及びグループ各社における各種業務の効率化及び業務改革に取り組むことで、経費増加の抑制を図ってまいります。

iv) システムの強化

サービスを安定的かつ柔軟に提供するため、システムの強化が経営上の最重要課題の一つであると認識しております。先々の業績拡大や事業展開を踏まえ、基幹システムの更改を進めており、抜本的な刷新を含めたシステムの強化を進めてまいります。

②リスクコントロール

i) 審査体制の強化

家賃債務保証事業において、保証契約の締結における与信精度の向上を図り、代位弁済立替金の発生を適切な水準に抑制することが、安定的な収益の確保に資すると考えております。これまで当社が蓄積してきた債権データや個人信用情報機関の信用情報の活用、AI分析を用いた与信審査モデルの高度化により、さらなる与信精度の向上を図ってまいります。

ii) 債権管理体制の強化

家賃債務保証サービスは、賃料債務の不履行の都度、代位弁済を行うものであり、毎月相当額の立替えと回収が発生するため、資金管理面からも債権管理回収の状況を重要視しております。延滞が続く賃借人に対しては、生活の立て直しをともに考えるなど支払いに向けたサポートに努めております。よりサポートの必要な方に対しては「お客様生活支援室」による生活支援相談や行政サービス情報の提供等も行っております。また、代位弁済立替金の残高、回収状況等を定期的に把握するとともに、債権管理部門の人員体制の強化、ITシステムの活用、弁護士や司法書士との連携等によって総合的なリスクコントロールを図り、滞納債権の増加抑制に努めてまいります。

③事業領域の拡大

当社グループの未来ビジョン「誰もが自分の人生をまっとうできる社会をつくる」ことを目指し、家賃債務保証事業だけでなく、既存事業のノウハウを活かした新サービスの開発、シナジーの高い企業等への資金投入やM&Aも含めた、事業領域の拡大を図ってまいります。

④AI変革 (AX)

AIやデジタル技術を活用し、業務プロセスの改革、顧客への新しい価値提供を展開してまいります。デジタル化のスピードが進みにくいとされる不動産業界において、電子申込・契約等の移行をはじめとするITを活用した手続きの効率化を推進するとともに、AIソリューション推進部を創設し、AIをはじめとする最新デジタル技術を活用した新規事業の企画・開発を進めるほか、2026年4月よりプロセス企画部を創設し、全社業務のプロセス可視化や自動化、データ分析の高度化への積極的な取り組み等により、業務改革を進めてまいります。また、グループ会社のエイビスとの連携をさらに強化し、ITリテラシーの向上も図ってまいります。

⑤内部管理体制の強化

社会から信用・信頼され持続可能な企業経営を行うため、経営管理体制の充実、リスク管理体制並びにコンプライアンス体制の強化は重要な課題であると認識しております。内部監査部門による内部統制の有効性評価を適切に実施するとともに、経営陣や従業員に対する研修の実施、人財の確保、業務手順の運用徹底などを通じてグループ全体の内部管理体制の一層の強化に努めてまいります。

⑥財務基盤の強化

継続的な成長のためには、安定した経営基盤・財務基盤が重要であると認識しております。市場シェアの拡大、良質な保証契約の拡大、AIの活用や業務効率化等、各種の施策による収益性の向上及びキャッシュ・フローの拡大を図るとともに、資金調達環境のさらなる安定化を図り、効率的な資本の活用及び強固な財務基盤の構築に努めてまいります。

⑦人財育成・確保

上記の課題を達成するためには、優秀な人財の確保及び育成が最も重要と認識しております。当社グループ最大の資産は人財、との考えのもと、全社員によるリクルーティングをはじめ、当社グループの理念に共感する人財の採用を進めるとともに、役員を含めた管理職に対するマネジメント研修や階層別・職種別の社員教育や集合研修等を通じて理念経営を実践し、社会に貢献できる人財の育成と、当社グループの事業成長を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2023年3月)	第21期 (2024年3月)	第22期 (2025年3月)	第23期 (2026年3月) (当連結会計年度)
売上高	10,964,259 千円	13,226,876 千円	17,269,031 千円	21,574,714 千円
経常利益	2,465,952 千円	2,611,618 千円	3,097,233 千円	3,590,726 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,667,370 千円	1,789,680 千円	2,089,102 千円	2,470,944 千円
1株当たり当期純利益	93.73 円	100.69 円	117.14 円	137.93 円
総資産	9,755,912 千円	11,586,421 千円	15,641,973 千円	22,137,740 千円
純資産	3,460,030 千円	4,627,058 千円	5,916,474 千円	7,386,281 千円
自己資本比率	35.5 %	39.9 %	37.8 %	33.4 %
1株当たり純資産額	194.75 円	260.27 円	329.94 円	414.25 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第20期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 2025年4月1日付でジェイリースフットボールクラブ株式会社を設立し、2025年4月より連結の範囲に含めております。第23期において当該会社の損益について、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用から売上高、売上原価に表示する方法に変更したため、第20期、第21期、第22期の売上高については、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。
4. 2025年4月に家賃債務保証業を行うK-net株式会社を100%子会社化し、2025年5月より連結の範囲に含めております。
5. 2025年7月に総合広告事業を行う株式会社エイエフビィを100%子会社化し、2025年9月より連結の範囲に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
あすみらい株式会社	100,000千円	100.0%	不動産関連事業
JLM株式会社	10千円	100.0%	債権買取事業
JLM株式会社を営業者とする匿名組合	18,000千円	100.0%	債権買取事業
株式会社エイビス	35,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発及び販売
ジェイリースフットボールクラブ株式会社	10,000千円	100.0%	フットボールクラブ運営
K-net株式会社	50,000千円	100.0%	家賃債務保証業
株式会社エイエフビイ	16,000千円	100.0%	総合広告事業

- (注) 1. 2025年4月1日付でジェイリースフットボールクラブ株式会社を設立しました。
 2. 2025年4月21日付でK-net株式会社の株式を100%取得し子会社化しました。
 3. 2025年7月25日付で株式会社エイエフビイの株式を100%取得し子会社化しました。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

賃貸不動産における家賃債務保証業

(8) 事業所の状況

① 当社

本 社 大分本社 大分県大分市都町一丁目3番19号
 大分中央ビル7階
 東京本社 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
 新宿スクエアタワー2階

営業拠点 (44店舗) 大分本社 (大分市)、東京本社 (新宿区)、札幌支店 (札幌市)、青森支店 (青森市)、盛岡支店 (盛岡市)、仙台支店 (仙台市)、秋田支店 (秋田市)、山形支店 (山形市)、福島支店 (郡山市)、埼玉支店 (さいたま市)、千葉支店 (船橋市)、東京西支店 (立川市)、横浜支店 (横浜市)、茨城支店 (つくば市)、宇都宮支店 (宇都宮市)、群馬支店 (高崎市)、山梨支店 (甲府市)、長野支店 (長野市)、新潟支店 (新潟市)、富山支店 (富山市)、金沢支店 (金沢市)、岐阜支店 (岐阜市)、静岡支店 (静岡市)、名古屋支店 (名古屋市)、三重支店 (四日市市)、滋賀支店 (大津市)、京都支店 (京都市)、大阪オフィス (大阪市)、神戸支店 (神戸市)、奈良支店 (奈良市)、岡山支店 (岡山市)、広島支店 (広島市)、山口支店 (周南市)、高松支店 (高松市)、愛媛支店 (松山市)、福岡支店 (福岡市)、北九州支店 (北九州市)、佐賀支店 (佐賀市)、長崎支店 (長崎市)、佐世保支店 (佐世保市)、熊本支店 (熊本市)、宮崎支店 (宮崎市)、鹿児島支店 (鹿児島市)、沖縄支店 (那覇市)

② 子会社

あすみらい株式会社 本社 福岡県福岡市
 JLM 株式会社 本社 東京都新宿区
 JLM株式会社を営業者とする匿名組合 本社 東京都新宿区
 株式会社エイビス 本社 大分県大分市
 ジェイリースフットボールクラブ株式会社 本社 大分県大分市
 K-net 株式会社 本社 兵庫県神戸市
 株式会社エイエフビイ 本社 大分県大分市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
576 名	68 名増

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2. 上記従業員には、使用人兼取締役、臨時従業員 (パートタイマー、嘱託社員) 及び派遣社員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,576,631 千円
株式会社大分銀行	1,499,547
株式会社豊和銀行	1,469,112
株式会社肥後銀行	350,000
株式会社三井住友銀行	200,000
株式会社三菱UFJ銀行	100,000
株式会社りそな銀行	100,000

(注) 2026年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 54,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,032,000株 (自己株式424株を含む)
 (3) 株 主 数 8,021名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
JL ホールディングス株式会社	4,280,000 株	23.7 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,564,800	8.7
中 島 拓	807,300	4.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	344,000	1.9
株式会社豊和銀行	320,000	1.8
株式会社大分銀行	320,000	1.8
ジェイリース従業員持株会	201,300	1.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	201,000	1.1
阿 部 兼 三	200,000	1.1
大 塚 玄 二 郎	196,000	1.1

- (注) 1. JLホールディングス株式会社は当社代表取締役である中島拓氏が株式を保有する資産管理会社であります。
 2. 持株比率は、自己株式(424株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式(201,000株)は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 島 拓	会長執行役員CEO ジェイリースフットボールクラブ株式会社 代表取締役クラブオーナー
代表取締役社長	中 島 土	社長執行役員COO あすみらい株式会社取締役会長 株式会社 Wellon Solutions監査役 ジェイリースフットボールクラブ株式会社 代表取締役会長 K-net株式会社 代表取締役会長 株式会社エイエフビイ 代表取締役会長
取締役副社長	衛 藤 秀 樹	副社長執行役員 財務経理本部長 あすみらい株式会社代表取締役社長
取締役副社長	吉 田 安 弘	副社長執行役員 事業本部長兼審査本部長
取締役専務	中 島 重 治	専務執行役員CFO 経営企画本部長 JLM株式会社代表取締役
取締役専務	田 中 秀 幸	専務執行役員 IT・システム本部長
取締役常務	山 崎 裕 治	常務執行役員 総務本部長兼人財戦略本部長
取 締 役	領 下 速 人	常務執行役員 総務本部副本部長兼法務部長兼秘書部長兼 リスク管理委員会委員長兼コンプライアンス委員会委員長 ジェイリースフットボールクラブ株式会社 取締役副社長 株式会社エイエフビイ 取締役副社長
取 締 役	堂 下 浩	東京情報大学教授
取 締 役	清 水 宏 美	特定非営利活動法人女性自立の会理事長 日本貸金業協会広告審査小委員会委員 一般社団法人全国貸付保証業協会第三者委員会委員 公益財団法人明光教育研究所理事 一般社団法人N T S セーフティ家計総合研究所カウンセリングセンター長 一般財団法人ジェイリース奨学基金副理事長
取締役(常勤監査等委員)	朝 倉 洋 一 郎	株式会社エイエフビイ 監査役
取締役(常勤監査等委員)	佐 藤 俊 明	
取締役(監査等委員)	印 東 大 祐	公認会計士、税理士、印東公認会計士事務所所長
取締役(監査等委員)	飯 淵 裕	弁護士、常業法律事務所パートナー

- (注) 1. 堂下浩氏、清水宏美氏、朝倉洋一郎氏、佐藤俊明氏、印東大祐氏及び飯淵裕氏は、社外取締役であります。
 2. 社内からの円滑な情報収集及び監査・監督機能強化のため、朝倉洋一郎氏、佐藤俊明氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 3. 取締役である堂下浩氏、清水宏美氏、朝倉洋一郎氏、佐藤俊明氏、印東大祐氏、飯淵裕氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 取締役監査等委員朝倉洋一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役監査等委員佐藤俊明氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役監査等委員印東大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役監査等委員飯淵裕氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、企業統治に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険会社により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の通り定めております。

i) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の金銭報酬について、2021年2月17日開催の取締役会において、代表取締役に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

当社の取締役の報酬等は、報酬総額を決定の上、個別報酬は取締役会から代表取締役へ委任とし、報酬総額の範囲内で各取締役の役割と責務にふさわしい水準となるよう貢献等を勘案し決定しております。

ii) 非金銭報酬の内容及び額の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬は、業績連動型株式報酬制度により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみにならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時といたしております。

本制度に係る業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益であり、当該指標を選定した理由は、当社の経営計画の重要なKPIであり、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためであります。

当事業年度における本制度に係る業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の目標は、2026年3月期連結営業利益3,500百万円であり、その達成状況は連結損益計算書に記載の通りです。また、算定方法は、役位に応じたポイントに業績指標の達成度を加味したポイントを付与することとしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、別枠として、当該定時株主総会において、業務執行取締役の報酬に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」導入について決議されております。業務執行取締役に給付される当社株式の数の上限は、1事業年度当たり300,000株であります。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は、7名（うち社外取締役0名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長中島拓が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬額の範囲内での、各取締役個人別の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう取締役会による監視等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬等を決定できると判断したためであります。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (株式報酬)	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	268,426千円 (8,062千円)	223,212千円 (8,062千円)	45,214千円 (－千円)	45,214千円 (－千円)	10名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,617千円 (19,617千円)	19,617千円 (19,617千円)	－	－	4名 (4名)
合計	288,044千円	242,830千円	45,214千円	45,214千円	14名

(注) 1. 報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,780千円（監査等委員でない取締役862千円、監査等委員である取締役1,917千円）を含んでおります。

2. 株式報酬は、業績連動型株式報酬制度として、当事業年度分として計上した株式給付引当金の繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

i) 取締役会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
堂下 浩	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、17回全てに出席し、大学教授としての研究で培った専門的知見から、適宜発言を行っております。
清水 宏美	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、17回中16回出席し、金融部門や関連する分野のコンサルティングなどの専門的知見から、適宜発言を行っております。
朝倉 洋一郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、17回全てに出席し、また、当該事業年度中に開催された監査等委員会には、15回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
佐藤 俊明	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中で取締役監査等委員就任後に開催された取締役会には、12回全てに出席し、また、当該事業年度中で取締役監査等委員就任後に開催された監査等委員会には、9回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
印東 大祐	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、17回全てに出席し、また、当該事業年度中に開催された監査等委員会には、15回全てに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験から、適宜発言を行っております。
飯 淵 裕	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催された取締役会には、17回全てに出席し、また、当該事業年度中に開催された監査等委員会には、15回全てに出席し、弁護士としての専門的知見と経験から、適宜発言を行っております。

ii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
堂下 浩	東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行しております。
清水 宏美	金融部門や関連する分野のコンサルティングなど専門的知見により、独立性をもって経営の監視を遂行しております。
朝倉 洋一郎	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行しております。
佐藤 俊明	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行しております。
印東 大祐	公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、会計専門家として独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保しております。
飯 淵 裕	弁護士としての専門的知見と経験により独立性をもって取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行うとともに、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績や報酬見積りの算出根拠等について、精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に開催される株主総会にて解任理由を説明いたします。また、監査品質などの観点から業務を適切に遂行することが困難であると認める場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任並びに選任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務体質の強化や事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行う方針であります。

当社では会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当額につきましては、40%程度の配当性向を基準としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。中間期において、中間配当金1株につき25円を実施いたしておりますので、配当性向は39.9%となります。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は以下の通りであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループで働く全ての役員、従業員を対象としてコンプライアンス基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する。
- ③ 各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンスへの取り組み状況の確認、推進及び違反行為等の未然防止を図る。
- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑤ コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。
- ⑦ 財務報告の適正性を確保するため、経理規程、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。
- ② 取締役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各種リスクの統括部門及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置等のリスク管理体制を定めたリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定する。
- ② リスク管理は各部門が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。
- ③ 内部監査部は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。代表取締役社長及び業務担当取締役並びに各部門長の中から選任されたものは、執行役員として業務を執行する。
- ③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、定期的に予算と実績の差異分析及び対策を執行役員会にて協議し、経営数値の進捗把握と適正な

施策を決定する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の経営企画部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の職務権限規程や個人情報管理規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。
- ② 当社の取締役及び使用人を子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督する。当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役が報告を行う。
- ③ 子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じる。
- ④ 子会社における経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については当社取締役会で承認する。
- ⑤ 当社グループの企業理念及び行動規範の徹底により、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 子会社の内部監査については、当社の内部監査部が定期的実施する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会から監査等委員会の職務を補助する従業員を求められた場合は、合理的な範囲内で配置する。
- ② 監査等委員会の職務を補助する従業員は、監査等委員会を補助する職務に専念する。
- ③ 前号の従業員は当該業務に従事する場合、監査等委員である取締役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために監査等委員でない取締役等の指示を受けないものとする。
- ④ 人事考課の実施においては、監査等委員である取締役から当該業務の評価を実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。当社グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査等委員会に報告することとする。
- ② 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、執行役員会その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等にその説明を求める。
- ③ 監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利な取り扱いを行わないこととする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は監査等委員会監査基準に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議へ

の出席及び内部監査部との連携、意見交換等を行う。

- ② 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。
- ③ 監査等委員である取締役がその職務の執行において、費用の前払い又は償還の手続きに生じる費用について債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことが証明された場合を除き、速やかに費用又は債務を処理するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。
- ② 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めており、当期における運用概要は以下の通りであります。

当社は、リスク管理委員会を計4回、コンプライアンス委員会を計13回開催いたしました。また各部門に任命しているコンプライアンス・オフィサーを配置するなど、コンプライアンスへの取り組み状況の確認、推進等に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役6名を含む取締役14名で構成し、うち監査等委員である取締役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。

また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を受けた監査実施計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門、各営業店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針及び監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、執行役員会及びコンプライアンス委員会・リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

第23期 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,467,439	流動負債	11,735,285
現金及び預金	2,743,286	買掛金	293,883
未収保証料	2,539,518	短期借入金	2,656,000
未収手数料	104,851	1年内返済予定の長期借入金	432,713
受取手形、売掛金及び契約資産	617,719	リース債務	50,995
未収入金	455,702	収納代行未払金	932,337
代位弁済立替金	8,576,503	未払金	1,338,697
収納代行業立替金	1,961,503	未払法人税等	948,087
販売用不動産	306,106	前受金	4,170,129
仕掛品	40,949	賞与引当金	289,686
貯蔵品	22,256	株主優待引当金	18,531
その他	355,140	その他	604,224
貸倒引当金	△3,256,100	固定負債	3,016,173
固定資産	7,670,301	長期借入金	2,337,372
有形固定資産	1,592,311	リース債務	174,070
建物及び構築物	539,942	役員退職慰労引当金	11,482
土地	786,216	役員株式給付引当金	142,473
リース資産	205,896	退職給付に係る負債	49,020
その他	60,256	資産除去債務	113,187
無形固定資産	2,768,668	その他	188,564
ソフトウェア	202,502	負債合計	14,751,459
ソフトウェア仮勘定	357,259	純資産の部	
のれん	2,109,696	株主資本	7,386,483
その他	99,209	資本金	720,166
投資その他の資産	3,309,321	資本剰余金	295,166
投資有価証券	256,806	利益剰余金	6,648,190
破産更生債権等	1,289,701	自己株式	△277,038
繰延税金資産	2,310,213	その他の包括利益累計額	△202
その他	743,001	その他有価証券評価差額金	△202
貸倒引当金	△1,290,401	純資産合計	7,386,281
資産合計	22,137,740	負債純資産合計	22,137,740

第23期 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		21,574,714
売上原価		6,959,794
売上総利益		14,614,920
販売費及び一般管理費		10,990,870
営業利益		3,624,049
営業外収益		
受取利息	9,054	
受取配当金	1,973	
受取手数料	2,885	
受取保険金	1,951	
補助金収入	622	
預り金取崩益	7,932	
匿名組合投資利益	5,769	
その他	18,941	49,129
営業外費用		
支払利息	63,370	
株式交付費	791	
持分法による投資損失	9,858	
その他	8,431	82,452
経常利益		3,590,726
特別損失		
固定資産売却損	757	
固定資産除却損	2,454	3,211
税金等調整前当期純利益		3,587,515
法人税、住民税及び事業税	1,576,690	
法人税等調整額	△460,120	1,116,570
当期純利益		2,470,944
親会社株主に帰属する当期純利益		2,470,944

第23期 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	720,166	295,166	5,033,745	△132,410	5,916,666
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△856,500	—	△856,500
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,470,944	—	2,470,944
自己株式の取得	—	—	—	△144,628	△144,628
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,614,444	△144,628	1,469,816
当期末残高	720,166	295,166	6,648,190	△277,038	7,386,483

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△192	△192	5,916,474
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△856,500
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,470,944
自己株式の取得	—	—	△144,628
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10	△10	△10
当期変動額合計	△10	△10	1,469,806
当期末残高	△202	△202	7,386,281

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	あすみらい株式会社 JLM株式会社 JLM株式会社を営業者とする匿名組合 株式会社エイビス ジェイリースフットボールクラブ株式会社 K-net株式会社 株式会社エイエフビイ

ジェイリースフットボールクラブ株式会社は、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。また、K-net株式会社及び株式会社エイエフビイは、株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社の数	1社
関連会社の名称	株式会社Wellon Solutions 株式会社Wellon Solutionsは、株式の追加取得に伴い、当連結会計年度より持分法適用の関連会社となりました。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

K-net株式会社は、決算日を10月31日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2025年4月30日をみなし取得日とし、2026年3月31日までの11か月間の損益を連結しております。

株式会社エイエフビイは、決算日を8月31日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2025年8月31日をみなし取得日とし、2026年3月31日までの7か月間の損益を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。
組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④役員株式給付引当金……………役員に対する当社株式の給付に備えるため、役員株式交付規程に基づく当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれん……………のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①保証料売上……………保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。

ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

②不動産仲介手数料……………不動産仲介手数料については、顧客との媒介契約に基づき当該物件の契約成立及び引渡しに関する履行義務を負っています。

不動産売買においては、仲介対象の不動産が引渡された時点、不動産賃貸においては、借主が仲介対象の賃貸物件への入居が可能となった時点で収益を認識しております。

③受託開発……………ソフトウェアの受託開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

なお、履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合は、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法……………株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

②控除対象外消費税等の会計処理……………資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等(投資その他の資産のその他)に計上の上、5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

③退職給付に係る会計処理の方法……………確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「破産更生債権等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「破産更生債権等」として独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「破産更生債権等」は354,258千円であります。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「買掛金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「買掛金」として独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「買掛金」は95,272千円であります。

(連結損益計算書関係)

従前、サッカーチーム運営事業については、スポンサー収入及びグッズ収入等を営業外収益の「受取手数料」及び「その他」、選手等の人件費及びチーム運営費等を「販売費及び一般管理費」、グッズ原価等を営業外費用の「その他」に計上しておりましたが、当連結会計年度より、営業外収益の「受取手数料」及び「その他」については「売上高」に、「販売費及び一般管理費」の一部及び営業外費用の「その他」については、「売上原価」に含めて表示する方法に変更いたしました。

これまで、付随事業として位置づけておりましたサッカーチーム運営事業について、本格的な事業化により今後の安定的な収益機会を確保するため、2025年4月にジェイリースフットボールクラブ株式会社を設立し、新たなグループ事業の一つと位置づけました。

この表示方法の変更は、サッカーチーム運営事業の重要性が今後さらに高まるものと想定されることから、事業の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 代位弁済立替金に対する貸倒引当金の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動資産）	3,223,200
貸倒引当金（固定資産）	1,154,458

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおける貸倒引当金は、主に代位弁済立替金及び未収保証料に対するものであり、そのうち96.3%が代位弁済立替金に対するものとなっております。この代位弁済立替金とは、保証委託契約を締結した貸借人に賃料の不払いがあった場合、当社グループが保証契約を締結した貸借人に対して賃料を代位弁済した際に発生する、当該貸借人に対する求償金債権であります。

貸倒引当金の算定方法は、期末における代位弁済立替金残高に貸倒実績率を乗じることにより算定しておりますが、その際、期末に代位弁済立替金残高のある債務者について、発生させた初回の代位弁済日を起算点とし、期末までの期間に応じて一般債権を3か月以内、貸倒懸念債権を4か月以上、破産更生債権等を3年超（一部の連結子会社は1年超）かつ入金実績なしとして区分し、それぞれの債権類群ごとに貸倒実績率を算定することとしております。

また、代位弁済立替金は多数の少額貸付債権から構成されていることから、一般債権については1年毀損実績率の3期間平均により、貸倒懸念債権については3年毀損実績率（一部の連結子会社は1年毀損実績率）によりそれぞれを算定し、破産更生債権等については実績率を100%として算定しております。

なお、上記算定プロセスには、経営環境、債権の属性（商品構成割合、個人・法人の割合、地域の偏り等）、債権回収方法（明渡訴訟の方針、弁護士委託の活用等）の点について、大きな変化が生じていないという重要な仮定を含んでおります。

(2) 受取保証料に関する収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
保証料売上	16,652,864
前受金	4,080,840

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高21,574,714千円には、受取保証料に係る保証料売上16,652,864千円が含まれており、連結売上高の77.2%であります。

当社グループが売上として計上している受取保証料は、保証委託契約を締結する際に、賃借人に対して、所定の審査を経て家賃債務保証の信用を付与することによる対価である「信用補完相当分」、当該契約締結後に賃料不払いがあった際の代位弁済リスクに対応する対価である「家賃債務保証相当分」に分けて収益を認識しております。

当社グループの保証商品は複数あり、この内、保証料を契約時以外に毎月受け取る商品類型においては、契約時の保証料の全額を信用補完相当分として契約時に収益認識し、毎月の保証料は、全額を家賃債務保証相当分として毎月収益認識しております。次に保証料を契約時以外に毎年受け取る商品類型においては、契約時の保証料のうち毎年の保証料分を家賃債務保証相当分として前受金に計上し、契約期間をもって期間配分して収益認識を行い、これ以外を信用補完相当分として契約時に収益認識しております。最後に保証料を契約時に一括で受け取る商品類型においては、信用補完相当分を契約時に収益認識し、家賃債務保証相当分は、前受金に計上し、契約期間又は当社顧客データベースに基づいた平均保証期間に応じて期間配分して収益認識を行っております。

なお、信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率は、商品類型ごとの特性とリスク等を勘案し決定しております。

上記手順を踏まえて収益認識を行う際には、まず信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率及び平均保証期間という、収益見積りの前提とした条件や仮定について誤り等が生じる可能性を含んでおります。加えて、前受金の取り崩しの際に、計算の誤り等が生じる可能性を含んでおり、これらの過程で不正な収益認識が行われるリスクが認められるため、内部統制上において重要なプロセスとして整備・運用し、有効性の評価をしております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	2,310,213

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの連結貸借対照表において、繰延税金資産2,310,213千円は総資産の10.4%という重要な割合を占めております。当該繰延税金資産の総額は3,095,597千円であり、評価性引当額729,981千円及び繰延税金負債55,402千円が控除されております。

これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識されております。繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング等に基づいて判断され、この内、収益力に基づく将来の課税所得は、主に当社グループの事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に売上収益の成長の見込みとなっております。

繰延税金資産の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであります。

(4) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	2,109,696

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループののれんは、株式の取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、定期的に償却しております。株式の取得価額は、取得時における経営環境や事業戦略に基づき策定された事業計画を基礎とし、超過収益力を含めて決定しております。

のれんに減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、将来キャッシュ・フローの見積りは、当該事業の営業損益実績や事業計画等を基礎としております。

事業計画による将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じた場合には、のれんの減損損失が計上される可能性があります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

324,653千円

2. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	13,247千円
売掛金	586,687千円
契約資産	17,784千円
合計	617,719千円

3. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関18行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	8,758,000千円
借入実行残高	2,598,000千円
差引額	6,160,000千円

4. 前受金のうち、契約負債の金額

契約負債 80,651千円

連結計算書類

5. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

現金及び預金（定期預金）	6,000千円
販売用不動産	65,610千円
土地	637,456千円
投資その他の資産のその他（差入保証料）	1,000千円
合計	710,067千円

担保付債務は、次の通りであります。

短期借入金	58,000千円
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	525,000千円
合計	643,000千円

(注) 現金及び預金（定期預金）及び投資その他の資産のその他（差入保証料）については、営業取引保証のため担保に供しております。また、上記には登記留保として提供している販売用不動産及びその債務を含めております。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,032,000	—	—	18,032,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	100,224	101,200	—	201,424

(注) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式が含まれております。（当連結会計年度期首99,800株、当連結会計年度末201,000株）

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株式給付信託の追加拠出による増加 101,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	405,710	22.50	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	450,789	25.00	2025年9月30日	2025年12月8日

- (注) 1. 2025年3月31日を基準日とする配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2,245千円が含まれております。
2. 2025年9月30日を基準日とする配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金2,495千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	540,947	30.00	2026年3月31日	2026年6月29日

- (注) 2026年3月31日を基準日とする配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金6,030千円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

(当該金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理)

営業債権である未収保証料は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、家賃債務保証業務規程に従い、各営業拠点において保証料の回収状況について随時確認を行い、回収が予定通り行われない又は行われない恐れを認識した場合には速やかに必要な措置を講じることとしております。

未収手数料も営業債権であります。これは家賃収納の代行業務を行う際、当該利用者より収受する利用手数料であり、実額を計上しております。よって当該リスクは僅少であります。

受取手形、売掛金及び契約資産並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先の信用状況の把握に努めております。

代位弁済立替金は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、保証契約締結に係る審査の際に適切かつ確かな判断を行いリスクの軽減に努めており、また、求償権の行使の際は、賃借人から支払いがなされるよう、丁寧な請求の実施等必要な措置を講じております。

収納代行立替金は、家賃収納の代行業務を行う際に、金融機関から収納結果の通知があるまで当社が収納分を立て替えているものであり、リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に持分法適用会社の株式及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、上場株式は市場価格の変動リスクに、未上場株式は企業価値の変動リスクに晒されております。保有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引企業の)財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

破産更生債権等は、未収保証料及び代位弁済立替金のうち、破産及び更生懸念先に対する債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金、収納代行未払金、未払金、未払法人税等は、全て短期で決済されております。

借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであります。借入金のうちの一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務及び借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)また、現金は注記を省略しており、預金、未収保証料、未収手数料、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、代位弁済立替金、収納代行立替金、買掛金、短期借入金、収納代行未払金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	980	980	－
(2) 破産更生債権等	1,289,701		
貸倒引当金(※1)	△1,289,701		
	－	－	－
資産計	980	980	－
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,770,086	2,692,058	△78,028
(2) リース債務(1年内支払予定を含む)	225,066	222,772	△2,293
負債計	2,995,152	2,914,831	△80,321

(※1) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下の通りであります。

① 満期保有目的の債券はありません。また、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

② その他有価証券の当連結会計年度中の売却はありません。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

区分	取得原価及び償却額	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	1,182	980	△202
合計	1,182	980	△202

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式 (※1)	252,385
匿名組合出資金 (※2)	3,440
合計	255,826

(※1) 非上場株式については市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 匿名組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済もしくは支払予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	432,713	426,676	423,536	423,683	264,244	799,231
リース債務 (1年内支払予定を含む)	50,995	50,561	50,794	50,076	22,391	247
合計	483,708	477,237	474,331	473,759	286,635	799,479

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	980	—	—	980
資産計	980	—	—	980

連結計算書類

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	2,692,058	－	2,692,058
リース債務（1年内支払予定を含む）	－	222,772	－	222,772
負債計	－	2,914,831	－	2,914,831

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループの一部の連結子会社では、福岡県福岡市において賃貸マンション等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
262,878	261,778

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の時価は、第三者からの取得時の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	連結計算書類計上額
	保証関連事業	不動産関連事業	IT関連事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	2,581,159	574,962	1,459,501	4,615,623	126,125	4,741,748
その他の収益	16,725,674	107,292	－	16,832,966	－	16,832,966
外部顧客への売上高(合計欄)	19,306,833	682,254	1,459,501	21,448,589	126,125	21,574,714

連結計算書類

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より新たに設立したジェイリースフットボールクラブ株式会社を連結の範囲に含めておりません。同社の事業は、量的な重要性が乏しいため報告セグメントに含めず「その他」に記載しております。

また、当社グループは、当連結会計年度より株式を取得し子会社化したK-net株式会社及び株式会社エイエフビイを連結の範囲に含め、K-net株式会社を「保証関連事業」に、株式会社エイエフビイを報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に追加しております。

3. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

4. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	380,542
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	704,786
契約資産（期首残高）	12,319
契約資産（期末残高）	17,784
契約負債（期首残高）	48,487
契約負債（期末残高）	80,651

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループに予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

VIII 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	414円25銭
1 株当たり当期純利益金額	137円93銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X その他の注記

(役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2022年6月23日開催の第19回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の社外取締役である者を除きます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任日の属する月の翌月の25日となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ276,689千円、201,000株であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(K-net株式会社の株式の取得)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	K-net株式会社
事業の内容	家賃債務保証事業

(2) 企業結合を行った主な理由

家賃債務保証業界の競争激化の中で、両社の人材や顧客基盤などのリソースの融合やノウハウの共有を通じたさらなる市場シェアの拡大を目的としております。

(3) 企業結合日

2025年4月21日（株式取得日）
2025年4月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率	10%
企業結合日に追加取得した議決権比率	90%
取得後の議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年5月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	50,000千円
取得価額		50,000千円

なお、当社は被取得企業の取得資金及び被取得企業への貸付700,000千円のため、金融機関からの借入により700,000千円調達しました。被取得企業は当該貸付を原資として、被取得企業の負債の支払いを行っております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 87,784千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん

1,607,595千円

なお、中間連結会計期間末において、取得原価の配分が完了していなかったため、のれんは暫定的に算出された金額でありましたが、当連結会計年度中に取得原価の配分が完了し、暫定的な会計処理が確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

- (2) 発生原因

主としてK-net株式会社の持つ近畿圏における強固な顧客基盤や「一棟保証サービス」における先行優位性など、当社グループの事業領域の拡大、企業価値の向上によって期待される超過収益力であります。

- (3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	609,993千円
固定資産	496,245千円
資産合計	1,106,239千円
流動負債	1,382,083千円
固定負債	1,281,751千円
負債合計	2,663,834千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、影響額の算定については、監査証明を受けておりません。

(株式会社エイエフビイの株式の取得)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エイエフビイ
事業の内容 総合広告事業

(2) 企業結合を行った主な理由

長年にわたり幅広い広告サービスの提供を通して蓄積されたノウハウとメディアネットワークを取り込むことで、実践的なマーケティング知見を熟成しつつ、当社グループのマーケティングやプロモーション機能の強化を図ることを目的としております。

(3) 企業結合日

2025年7月25日 (株式取得日)
2025年8月31日 (みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年9月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,000千円
取得価額		6,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 695千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

88,492千円

なお、中間連結会計期間末において、取得原価の配分が完了していなかったため、のれん金額は暫定的に算出された金額でありましたが、当連結会計年度中に取得原価の配分が完了し、暫定的な会計処理が確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

(2) 発生原因

主として株式会社エイエフビイの幅広い広告サービスに関連したノウハウやメディアネットワークなど、当社グループのマーケティングやプロモーション機能の強化をはじめとしたさらなる企業価値の向上によって期待される超過収益力であります。

- (3) 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	60,400千円
固定資産	4,256千円
資産合計	64,656千円
流動負債	56,863千円
固定負債	90,285千円
負債合計	147,149千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、影響額の算定については、監査証明を受けておりません。

計算書類

第23期 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,779,021
現金及び預金	2,319,257
未収保証料	2,325,211
未収手数料	104,851
未収入金	425,012
代位弁済立替金	8,159,660
収納代行立替金	1,961,503
関係会社短期貸付金	90,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	86,996
貯蔵品	17,399
前払費用	269,814
その他	52,915
貸倒引当金	△3,033,600
固定資産	7,493,029
有形固定資産	1,293,156
建物	405,323
構築物	2,741
工具、器具及び備品	42,885
土地	637,456
リース資産	197,847
その他	6,902
無形固定資産	531,976
ソフトウェア	188,601
ソフトウェア仮勘定	343,365
その他	10
投資その他の資産	5,667,896
投資有価証券	103,474
関係会社株式	1,721,166
その他の関係会社有価証券	5,347
関係会社長期貸付金	1,488,340
長期前払費用	57,302
破産更生債権等	461,369
繰延税金資産	2,024,418
差入保証金	231,792
その他	36,754
貸倒引当金	△462,069
資産合計	20,272,050

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,141,786
短期借入金	2,400,000
1年内返済予定の長期借入金	400,116
リース債務	48,130
収納代行未払金	932,337
未払金	1,269,578
未払費用	49,101
未払法人税等	852,924
未払消費税等	34,723
前受金	3,597,166
預り金	276,478
賞与引当金	252,686
株主優待引当金	18,531
資産除去債務	10,012
固定負債	2,461,601
長期借入金	2,039,695
リース債務	167,921
役員退職慰労引当金	11,482
役員株式給付引当金	142,473
資産除去債務	100,028
負債合計	12,603,388
純資産の部	
株主資本	7,668,849
資本金	720,166
資本剰余金	295,166
資本準備金	295,166
利益剰余金	6,930,556
利益準備金	8,000
その他利益剰余金	6,922,556
繰越利益剰余金	6,922,556
自己株式	△277,038
評価・換算差額等	△187
その他有価証券評価差額金	△187
純資産合計	7,668,662
負債純資産合計	20,272,050

第23期 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		17,940,072
売上原価		5,034,060
売上総利益		12,906,011
販売費及び一般管理費		9,267,513
営業利益		3,638,498
営業外収益		
受取利息	6,945	
関係会社貸付金利息	16,864	
受取配当金	1,860	
受取手数料	421	
受取保険金	149	
補助金収入	517	
預り金取崩益	7,932	
その他	6,033	40,722
営業外費用		
支払利息	40,664	
株式交付費	791	
その他	5,709	47,165
経常利益		3,632,055
特別損失		
固定資産除却損	355	355
税引前当期純利益		3,631,700
法人税、住民税及び事業税	1,432,476	
法人税等調整額	△380,118	1,052,358
当期純利益		2,579,341

第23期 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	720,166	295,166	8,000	5,199,714	5,207,714
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△856,500	△856,500
当期純利益	—	—	—	2,579,341	2,579,341
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	1,722,841	1,722,841
当期末残高	720,166	295,166	8,000	6,922,556	6,930,556

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△132,410	6,090,636	△192	△192	6,090,444
当期変動額					
剰余金の配当	—	△856,500	—	—	△856,500
当期純利益	—	2,579,341	—	—	2,579,341
自己株式の取得	△144,628	△144,628	—	—	△144,628
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	5	5	5
当期変動額合計	△144,628	1,578,213	5	5	1,578,218
当期末残高	△277,038	7,668,849	△187	△187	7,668,662

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他の関係会社有価証券

組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品……………

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金……………役員に対する当社株式の給付に備えるため、役員株式交付規程に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

保証料売上……………保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。

ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法……………株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (2) 控除対象外消費税等の会計処理……………資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額は長期前払消費税等（投資その他の資産の「長期前払費用」）に計上の上、5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理の方法……………確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

6. 表示方法の変更
該当事項はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

(1) 代位弁済立替金に対する貸倒引当金の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
貸倒引当金（流動資産）	3,010,500
貸倒引当金（固定資産）	403,182

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における貸倒引当金は、主に代位弁済立替金及び未収保証料に対するものであり、そのうち97.7%が代位弁済立替金に対するものとなっております。この代位弁済立替金とは、保証委託契約を締結した貸借人に賃料の不払いがあった場合、当社が保証契約を締結した賃貸人に対して賃料を代位弁済した際に発生する、当該貸借人に対する求償金債権であります。

貸倒引当金の算定方法は、期末における代位弁済立替金残高に貸倒実績率を乗じることにより算定しておりますが、その際、期末に代位弁済立替金残高のある債務者について、発生させた初回の代位弁済日を起算点とし、期末までの期間に応じて一般債権を3か月以内、貸倒懸念債権を4か月以上、破産更生債権等を3年超かつ入金実績なしとして区分し、それぞれの債権類群ごとに貸倒実績率を算定することとしております。

また、代位弁済立替金は多数の少額貸付債権から構成されていることから、一般債権については1年毀損実績率の3期間平均により、貸倒懸念債権については3年毀損実績率によりそれぞれを算定し、破産更生債権等については実績率を100%として算定しております。

なお、上記算定プロセスには、経営環境、債権の属性（商品構成割合、個人・法人の割合、地域の偏り等）、債権回収方法（明渡訴訟の方針、弁護士委託の活用等）の点について、大きな変化が生じていないという重要な仮定を含んでおります。

(2) 受取保証料に関する収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
保証料売上	15,398,137
前受金	3,597,166

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の損益計算書に計上されている売上高17,940,072千円には、受取保証料に係る保証料売上15,398,137千円が含まれており、売上高の85.8%であります。

当社が売上として計上している受取保証料は、保証委託契約を締結する際に、賃借人に対して、所定の審査を経て家賃債務保証の信用を付与することによる対価である「信用補完相当分」、当該契約締結後に賃料不払いがあった際の代位弁済リスクに対応する対価である「家賃債務保証相当分」に分けて収益を認識しております。

当社の保証商品は複数あり、この内、保証料を契約時以外に毎月受け取る商品類型においては、契約時の保証料の全額を信用補完相当分として契約時に収益認識し、毎月の保証料は、全額を家賃債務保証相当分として毎月収益認識しております。次に保証料を契約時以外に毎年受け取る商品類型においては、契約時の保証料のうち毎年の保証料分を家賃債務保証相当分として前受金に計上し、契約期間をもって期間配分して収益認識を行い、これ以外を信用補完相当分として契約時に収益認識しております。最後に保証料を契約時に一括で受け取る商品類型においては、信用補完相当分を契約時に収益認識し、家賃債務保証相当分は、前受金に計上し、契約期間又は当社顧客データベースに基づいた平均保証期間に応じて期間配分して収益認識を行っております。

なお、信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率は、商品類型ごとの特性とリスク等を勘案し決定しております。

上記手順を踏まえて収益認識を行う際には、まず信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率及び平均保証期間という、収益見積りの前提とした条件や仮定について誤り等が生じる可能性を含んでおります。加えて、前受金の取り崩しの際に、計算の誤り等が生じる可能性を含んでおり、これらの過程で不正な収益認識が行われるリスクが認められるため、内部統制上において重要なプロセスとして整備・運用し、有効性の評価をしております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	2,024,418

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の貸借対照表において、繰延税金資産2,024,418千円は総資産の10.0%という重要な割合を占めております。当該繰延税金資産の総額は2,187,333千円であり、評価性引当額144,219千円及び繰延税金負債18,695千円が控除されております。

これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識されております。繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング等に基づいて判断され、この内、収益力に基づく将来の課税所得は、主に当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に売上収益の成長の見込みとなっております。

繰延税金資産の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであります。

(4) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	1,721,166
関係会社短期貸付金	90,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	86,996
関係会社長期貸付金	1,488,340

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価を比較し、減損処理の要否を判定しております。

また、関係会社短期貸付金、1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金については、債権の回収に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高いときには、当該会社の財政状態を基礎として回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

減損処理の要否及び実施する場合の金額は、純資産の回復可能性、超過収益力の毀損の有無及び毀損している場合の当該毀損金額に依存しており、関係会社投融資の評価における重要な仮定は、主に関係会社の将来計画における収益性的の見込みとなります。

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	268,118千円
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約	
資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関16行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次の通りであります。	
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	8,400,000千円
借入実行残高	2,400,000千円
差引額	6,000,000千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	872千円
短期金銭債務	34,278千円
4. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。	
あすみらい株式会社	486,547千円
合計	486,547千円
5. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は、次の通りであります。	
土地	637,456千円
合計	637,456千円
担保付債務は、次の通りであります。	
1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	525,000千円
合計	585,000千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
- | | |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 98千円 |
| 営業費用 | 238,319千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 19,094千円 |

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	100,224	101,200	—	201,424

(注) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式が含まれております。(当連結会計年度期首99,800株、当連結会計年度末201,000株)

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株式給付信託の追加拠出による増加	101,200株
------------------	----------

Ⅴ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	1,101,731千円
賞与引当金	79,242千円
貸倒引当金	777,976千円
役員退職慰労引当金	3,600千円
役員株式給付引当金	44,679千円
未払事業税	42,011千円
資産除去債務	34,509千円
未収手数料	75,450千円
その他	28,131千円
繰延税金資産小計	2,187,333千円
評価性引当額	△144,219千円
繰延税金資産合計	2,043,113千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	18,695千円
繰延税金負債合計	18,695千円
繰延税金資産純額	2,024,418千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	あすみらい株式会社	福岡県福岡市	100,000	不動産関連事業	100	不動産仲介及び不動産賃貸等	債務保証	486,547	—	—	
子会社	K-net株式会社	兵庫県神戸市	50,000	家賃債務保証事業	100	当社商品の販売委託	資金の貸付	2,130,000	関係会社短期貸付金	50,000	
							資金の回収		598,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	77,000
							利息の受取	15,451		関係会社長期貸付金	1,405,000
											未収入金

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 債務保証は金融機関からの借入金に対して保証したものであります。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社拓成	大分県大分市	30,000	金融業	—	賃貸借契約	賃借料の支払い	21,653	前払費用	1,850

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃借料の金額を決定しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

連結計算書類の「Ⅶ 収益認識に関する注記」と同一であるため、記載を省略しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	430円08銭
1株当たり当期純利益金額	143円98銭

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅸ その他の注記

(役員に対する業績連動型株式報酬制度)

連結計算書類の「Ⅹ その他の注記」と同一であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結計算書類の「Ⅹ その他の注記」と同一であるため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

ジェイリース株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高澤 諭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

ジェイリース株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高澤 諭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

ジェイリース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	朝	倉	洋	一	郎	Ⓔ
常勤監査等委員	佐	藤	俊	明	Ⓔ	
監査等委員	印	東	大	祐	Ⓔ	
監査等委員	飯	淵	裕	Ⓔ		

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

大分県大分市高砂町 2 番48号
ホテル日航大分オアシスタワー 3階 紅梅の間
電話 (097) 533-4411



交通のご案内



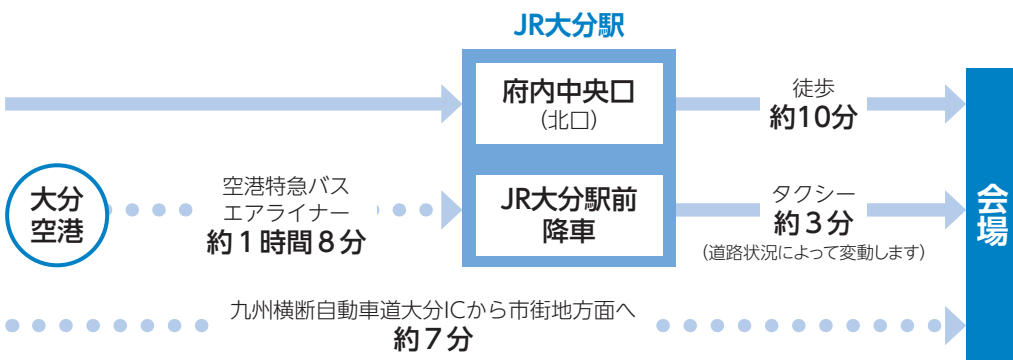
JRを
ご利用の場合



飛行機を
ご利用の場合



お車を
ご利用の場合



ジェイリース株式会社

